

## 南砺市城端線で出かけよう事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、南砺市補助金等交付規則(平成16年南砺市規則第36号)第20条の規定に基づき、城端線で出かけよう事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 城端線 西日本旅客鉄道株式会社(以下「JR西日本」という。)城端線のことをいう。
- (2) 氷見線 JR西日本氷見線のことをいう。
- (3) 市内の駅 城端線の高儀駅、福野駅、東石黒駅、福光駅、越中山田駅及び城端駅のことをいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、城端線の利用促進及び支援を行うため、町内会等の団体が城端線を利用して実施する事業に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(補助対象団体等)

第4条 補助金の交付の対象となる団体は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 町内会、自治会、集落及び自治振興会
- (2) 市内に事務所及び活動場所を有するNPO、ボランティアグループ、市民活動団体等
- (3) その他市長が認める団体

2 前項第2号及び第3号に規定する団体は、次に掲げるすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 5人以上の会員で組織していること。
- (2) 組織の運営に関する規則があること。
- (3) 適正な会計管理を行っていること。

3 複数の団体が共同で同一の事業を実施する場合は、これらの団体は、同一の

団体とみなす。

(交付の要件)

第5条 補助金の交付の対象となる事業等は、前条第1項に規定する団体が実施する事業で、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 城端線の区間を利用すること。
- (2) 市内の駅から出発すること又は市内の駅に到着すること。
- (3) 5人以上の参加があること。
- (4) 当該補助金以外に市から補助を受けていないこと。
- (5) 政治的活動、宗教的活動又は営利目的でないこと。
- (6) 公序良俗を害するものでないこと。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、参加者の乗車券の購入費用の2分の1の額（5円以下の端数は切り捨てる。）とする。ただし、城端線及び氷見線で実際に利用した区間の乗車券の購入費用に限る。

(補助金の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業を開催する日前1週間までに、城端線で出かけよう事業補助金交付申請書（様式第1号）を、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定により申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、補助金の趣旨に該当すると認められ、J R西日本及び市内の駅窓口と事前協議を行ったうえで、安全等に問題は無いと認められる場合には、城端線で行きつけよう事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、当該補助事業が完了したときは、当該完了日から起算して15日以内に城端線で行きつけよう事業実績報告書（様式第3号）に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

(補助金の請求)

第10条 補助事業者は、城端線で行きつけよう事業補助金請求書（様式第4号）に必要な書類を添えて市長に補助金の請求をしなければならない。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の規定による請求があったときは、その内容を審査し、  
適当と認めるときは、第5条に規定する補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、  
補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認めるとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は前条の規定により補助金の交付を取り消したときは、既に支  
払った補助金の全部又一部について、期限を定めて当該補助事業者に対し、そ  
の返還を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の返還請求をするときは、城端線で出かけ  
よう事業補助金返還請求書(様式第5号)により行う。

3 前項の規定により補助金の返還の請求を受けた補助事業者は、当該補助金を  
市長が定める期限までに返還しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

この告示は、平成24年6月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年度城端線で出かけよう事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）南砺市長

申請者 住所

団体

代表者氏名

⑩

年度において城端線で出かけよう事業補助金の交付を受けたいので、南砺市城端線で出かけよう事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 補助金申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 関係書類

- （1）事業計画書兼実施団体概要説明書
- （2）事業日程の分かるもの
- （3）その他市長が必要と認める書類

事業計画書

城端線 利用日	年 月 日		
乗降駅 出発時間	○行き	(乗降駅)	駅 ~ 駅
		(出発時間)	年 月 日 時 分発
	○帰り	(乗降駅)	駅 ~ 駅
		(到着時間)	年 月 日 時 分着
予定参加人数	人		
補助金申請額	○行き	人 ×	円 =
	○帰り	人 ×	円 =
	○合計	人 ×	円 =
事業の内容			

実施団体概要説明書

団体の名称	
代表者	
住 所	(郵便番号 )
電 話 番 号	

様式第2号（第8条関係）

年度城端線で出かけよう事業補助金交付決定通知書

南砺市指令 第 号  
年 月 日

様

南砺市長



年 月 日付けで申請のあった城端線で出かけよう補助金事業補助金については、南砺市城端線で出かけよう事業補助金交付要綱第8条の規定により、次に掲げる条件を付して金 円を交付することに決定したので通知する

- 1 この補助金の交付対象となる補助事業の内容は、年 月 日付けで提出された補助金交付申請書に記載されたとおりとする。
- 2 この補助金の額は、補助事業が完了し、実績報告書を提出された後において確定する。
- 3 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- 4 補助事業の内容又は要する経費の配分の変更をする場合（市長が定める軽微な変更をする場合を除く。）においては、市長の承認を受けること。
- 5 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- 6 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- 7 補助事業が完了したときは、完了後15日以内に、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に、当該補助事業に係る収支の状況を明らかにした書類を添えて、市長に提出すること。
- 8 南砺市補助金等交付規則の定めに従うこと。

様式第3号（第9条関係）

年度城端線で出かけよう事業実績報告書

年 月 日

（宛先）南砺市長

申請者 住所

団体

代表者氏名

印

年 月 日付け南砺市指令 第 号により補助金交付決定のあった城端線で出かけよう事業を次のとおり実施したので、南砺市城端線で出かけよう事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて提出いたします。

補助金額 金 円

（内訳）

乗降駅 出発時間	○行き	(乗降駅) 駅 ~ 駅
		(出発時間) 年 月 日 時 分発
	○帰り	(乗降駅) 駅 ~ 駅
		(到着時間) 年 月 日 時 分着
補助金申請額	○行き	人 × 円 =
	○帰り	人 × 円 =
	○合計	人 × 円 =
事業の内容		

添付書類

- (1) 参加者名簿
- (2) 乗車したことが分かるもの（領収書、写真等）





様式第5号（第13条関係）

年度城端線で出かけよう事業補助金返還請求書

年 月 日

様

南砺市長



南砺市城端線で出かけよう事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり補助金の返還を請求します。

記

- 1 返還請求額 円  
(内訳)
- 2 返還理由
- 3 返還期限 年 月 日まで
- 4 返還方法